

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照表・附則

目次

○	本則	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	1
○	附則	保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令	90
○		保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）（附則第三条関係）	92
○		保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）（附則第四条関係）	94
○		保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第五十八号）（附則第五条関係）	113

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号、第二百二十七条の二第三項第十二号並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第十号において同じ。）に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第二号、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号、第二百二十七条の二第三項第十一</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険契約（保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第</p>

号、第二百三十四条の二十一の二第一項第九号及び第二百四十三号において同じ。）を含む場合にあつては、当該三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十三 (略)

2・3 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面(第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあつては、特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。))の解約による返戻金がないことを記載したものに限る。)を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

六の二 保険契約者に対して、第二百二十七条の二第三項第八号に定める書面(特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載したものを除く。)を交付した上で、当該保険契約者から当該書

三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十三 (略)

2・3 (略)

(事業方法書等の審査基準)

第十一条 法第五条第一項第三号ホに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五 (略)

六 保険契約者に対して、第五十三条第一項第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

(新設)

面を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置が明確に定められていること。

七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。）することができることを約した保険契約にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野保険の保険契約で基礎率変更権（保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率（以下「予定発生率」という。）について、実際の保険事故発生率（以下「実績発生率」という。）が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。）に関する規定を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第二百二十三条第一項の規定に基づく認可を申請することができる基準（第五十三条第一項第二号イからハまで、第二百二十七条の二第三項第十一号イ及び第二百三十四条の二十一の二第一項第九号イにおいて「基礎率変更権行使基準」という。）を明確に定めていること。

ロ（略）

七 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更（保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。）することができることを約した保険契約にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野保険の保険契約で基礎率変更権（保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率（以下「予定発生率」という。）について、実際の保険事故発生率（以下「実績発生率」という。）が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。）に関する規定を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第二百二十三条第一項の規定に基づく認可を申請することができる基準（第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三において「基礎率変更権行使基準」という。）を明確に定めていること。

ロ（略）

(創立総会の議事録)

第二十条の十二 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役(法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。

)(設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員(同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。)である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時会計参与(同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。)、設立時監査役(同項に規定する設立時監査役をいう。)(若しくは設立時会計監査人(同項に規定する設立時会計監査人をいう。))又は設立時執行役(同条第八項に規定する設立時執行役をいう。)の氏名又は名称

四・五 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

(創立総会の議事録)

第二十条の十二 (略)

2 (略)

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役(法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。

)(設立しようとする相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員(同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。)である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)、設立時会計参与(同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。)、設立時監査役(同項に規定する設立時監査役をいう。)(若しくは設立時会計監査人(同項に規定する設立時会計監査人をいう。))又は設立時執行役(同条第八項に規定する設立時執行役をいう。)の氏名又は名称

四・五 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

ニ 特定保険契約、農業協同組合法第十一条の十の三（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ〜ト (略)

三 (略)

（業務運営に関する措置）

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）に關し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ〜ハ (略)

ニ 特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第十一条の十の三（事業）に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第一項（特定共済契約）に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七（特定共済契約の締結に関する金融商品取引法の準用）に規定する特定共済契約及び中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）に規定する特定共済契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ〜ト (略)

三 (略)

（業務運営に関する措置）

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険

の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

三 生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険（法第二百九十四条第一項に規定する団体保険をいう。以下別表を除き同じ。）に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為（当該団体保険に係る保険契約の保険募集を行った者以外の者が行う当該加入させるための行為を含み、当該団体保険に係る保険契約者又は第二百二十七条の二第一項に定める者が当該加入させるための行為を行う場合であって、同条第二項各号に掲げる場合における当該加入させるための行為を除く。第二十一条の三十四号及び第二百二十七条の二第三項第二号において同じ。）に

募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 特別勘定に属する資産（以下この号、第五号及び第六号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確実であること。

二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約（第八十三条第三号に掲げる保険契約のうち、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）を保険契約者とするものを除く。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

四 既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」

際して、保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（第二百二十七条の二第七項第一号イからニまでの規定による被保険者を除く。第五十三条の十二の二、第二百十一条の三十第四号及び第二百三十四条の二十一の二第一項において同じ。）に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に関し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対し必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

六 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十

という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（第十条第二号の規定にかかわらず、被保険者のために積み立てられている額をいう。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付（イに定める事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法による。）により、説明を行うことを確保するための措置

イ 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料（普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする。）、保険料払込期間その他保険契約に関して重要な事項

ロ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

五 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項（当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの）を記載した書面を交付するための措置

一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

ロ 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十三条第一号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六條の四第三項（年金給付等積立金の運用に関する基本方針等）の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該存続厚生年金基金に対して、その示され

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があったときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置

七 第七十四条第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、対象期間ごとに、遅滞なく、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面（第五項において「運用状況報告書」という。）を作成し、保険契約者に交付するための措置

七の二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件（基礎率変更権行使基準を含む。）、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期

ロ 予定発生率の合理性

七の三 前号に定める第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

たところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該存続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、存続厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

イ 基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

八 日本における元受保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、当該イ又はロに定める事項の説明を行うことを確保するための措置

イ ロに掲げるもの以外の保険契約 当該保険募集に係る保険契約が法第二百七十条の第三項第一号に規定する補償対象契約（以下「補償対象契約」という。）に該当するかどうかの別又は保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号。以下この号において「保護命令」という。）第一条の六第二項（法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間（既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間）が五年を超えることとなるもの（その保険料又は責任

- 準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの（保護命令第五十条の五第三項括弧書（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する予定利率が用いられているものを含む。）に限る。） 次の(1)及び(2)に掲げる事項
- (1) イに定める事項
- (2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。）に係る当該保険契約が保護命令第五十条の五第二項（保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。）及び保護命令第一条の六第二項又は保護命令第五十条の十四第二項（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）の規定の適用を受けること。
- 九 生命保険募集人又は損害保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置
- 十 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置
- 十一 第八十三条第一号イに掲げる保険契約の引受けに関し、次に掲げる措置（当該保険契約の保険契約者から運用実績連動型保険

契約（法第百条の五第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。第五十四条の四及び第五十四条の六において同じ。）に該当する保険契約を引き受けている場合に限る。）

イ 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び第八十三条第一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この号及び第八十三条第一号イにおいて同じ。）が、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の十五第一項（年金給付等積立金の運用）の規定に違反するおそれがあることを知った場合において、当該存続厚生年金基金に対し、その旨を通知することを確保するための措置

ロ 存続厚生年金基金から平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等

2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第一号又は第二号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は当該損害保険募集人は、当該交付をしたものとみなす。

3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者に対

の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条(厚生年金保険法の一部改正)の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。第八十三条第一号において「改正前厚生年金保険法」という。)第百三十六条の四第三項(年金給付等積立金の運用に関する基本方針等)の規定により同項に規定する事項を示されたときに、当該継続厚生年金基金に対して、その示されたところに従って特別勘定に属する財産の運用を行うことによる利益の見込み及び損失の可能性について、当該継続厚生年金基金の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして適切に説明を行うことを確保するための措置

ハ 特別勘定に属する財産の運用に関して、継続厚生年金基金に対し、将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示さず、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げないことを確保するための措置

2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号の三までの規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面を交付したものとみなす。

3 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項の規定により当該書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該

し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 (略)

5 第一項第一号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第一号の対象期間は、一年を超えてはならない。

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 (略)

2 保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該保険会社が発行する社債（短期社債を除く。）にあっては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 (略)

二 法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約（第二百二十七条の三第三項第十二号イ及び第十四号並びに第二百三十四條の二十一の二第一項第十号イにおいて「補償対象契約」という。）に該当しないこと。

三〇五 (略)

保険契約者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 (略)

5 第一項第七号の「対象期間」とは、直前の基準日（運用状況報告書の作成の基準とした日をいう。以下この項及び次条において同じ。）の翌日（当該運用状況報告書が初めて作成するものである場合にあっては、特別勘定に属する財産の運用を開始した日）から当該運用状況報告書の基準日までの期間をいう。

6 第一項第七号の対象期間は、一年を超えてはならない。

（金銭債権等と保険契約との誤認防止）

第五十三条の二 (略)

2 保険会社は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項（当該保険会社が発行する社債（短期社債を除く。）にあっては、第三号及び第四号に掲げるものを除く。）を説明するものとする。

一 (略)

二 補償対象契約に該当しないこと。

三〇五 (略)

3 (略)

(社内規則等)

第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

2 (略)

(特定の財産又は役務の提供に係る業務の的確な遂行を確保するための措置)

第五十三条の十二の二 保険会社は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、当該保険会社、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者又は被保険者に対し、当該保険契約に係る保

3 (略)

(社内規則等)

第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

2 (略)

(新設)

險事故が発生したときにおいて保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービス（保険金を受け取るべき者が当該保険契約に係る保険金の全部又は一部を対価として当該保険会社が提携する事業者（以下この条、第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において「提携事業者」という。）が取り扱う商品等（商品、権利又は役務をいう。以下この条、第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において同じ。）を購入し又は提供を受けることとした場合に、当該保険会社が当該商品等の対価の全部又は一部として当該保険金を受け取るべき者に代わり当該保険金の全部又は一部を提携事業者に支払うことをいう。以下同じ。）を受け取ることができる旨及び当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合に限る。第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において同じ。）において、当該保険金を受け取るべき者に対し適切な提携事業者を提示するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

イ〜ル (略)

ヲ 次に掲げる自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「販売用等自動車保険契約」という。）

(1) (略)

(2) 自動車の販売、試験使用、輸送その他の事業を行う事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第二百二十七条の二第二項第二号を除き、以下同じ。）がその事業のため一時的な管理又は運行を行う自動車

ワ〜テ (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2〜4 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号

三 損害保険会社の次に掲げる契約に係る法第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類に定めた事項並びに第八条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

イ〜ル (略)

ヲ 次に掲げる自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「販売用等自動車保険契約」という。）

(1) (略)

(2) 自動車の販売、試験使用、輸送その他の事業を行う事業者がその事業のため一時的な管理又は運行を行う自動車

ワ〜テ (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2〜4 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号

のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六 (略)

6 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金

のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六 (略)

6 (略)

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金につ

について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三條の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九

いて、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第三百三十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の二」と、同項第一号から第六号まで中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第一百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号中「第七十四条第三号」とあるのは「第一百五十三条第三号」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所

十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用す

又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十四条の四から第

る法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同条第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同条第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同条第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備

五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の七中「法第百十一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同条第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、

備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反す

名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第五百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第四百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第五百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

る行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことを行う。

一・二 (略)

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(業務運営に関する措置)

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことを行う。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(業務運営に関する措置)

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三

第二項において準用する法第百條の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者に対して、第二百二十七條の二第三項第十三号から第十五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

二 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

三 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

四 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に際して、少額短期保険業者及び少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者に対し、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための

第二百十一条の三十 少額短期保険業者は、法第二百七十二條の十三

第二項において準用する法第百條の二の規定により、その業務に關し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険契約者から保険期間の満了の日までに更新しない旨の申出がない限り更新される保険契約の保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、更新後の保険契約について、保険料の計算の方法、保険金額その他金融庁長官が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 少額短期保険業者は、保険期間が令第一条の五に定める期間以内であつて、保険金額が令第一条の六に定める金額以下の保険のみの引受けを行う者であること。

ロ 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万

措置

五 第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約に關し、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

円)を超えてはならないこと。

ハ 少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額(以下ハ及び次条第二項において「総保険金額」という。)は、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額(令第一条の六第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあつては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下ハ及び次条第二項において「上限総保険金額」という。)を超えてはならないこと(一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等(第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下ハにおいて同じ。)の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の途中で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険

契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの間において、総保険金額は上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、同号に規定する調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあつては三億三千万円、調整規定付傷害死亡保険にあつては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次条第二項において「特例上限総保険金額」という。）を超えてはならないことを含む。）<sup>9</sup>

四| 保険契約者に対して、前三号に定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

五| 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

六| 少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

(保険金額の上限等に関する措置)

第二百十一条の三十一 (略)

2| 少額短期保険業者は、当該少額短期保険業者が一の保険契約者について引き受ける令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額(以下この項及び第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「総保険金額」という。)がそれぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額(令第一条の六第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険(同号に規定する調整規定付傷害死亡保険をいう。以下この項において同じ。))以外の保険にあつては三億円、調整規定付傷害死亡保険にあつては六億円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。以下この項及び第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「上限総保険金額」という。)を超えないための適切な措置(一の保険契約者との間で、一の会社若しくはその連結子会社等(第一条の二第一項の規定により当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。以下この項において同じ。))の代表者又は当該一の会社若しくはその連結子

七| 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、少額短期保険募集人が、保険契約者及び被保険者(保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。)に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

(保険金額の上限等に関する措置)

第二百十一条の三十一 (略)

2| 少額短期保険業者は、総保険金額が上限総保険金額(特例上限総保険金額を含む。)を超えないための適切な措置及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならない。

会社等の役員若しくは使用人が構成する団体の代表者を保険契約者とし、当該一の会社若しくはその連結子会社等の役員若しくは使用人又はこれらの者の親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款の条項において当該保険契約の保険期間の途中で被保険者の数を増加させることができることが定められているものを締結している場合において、当該保険契約の被保険者の数が当該条項に基づき増加したときは、当該増加した日から当該保険契約の保険期間の終了の日又は当該増加した日後に当該保険契約者との間で当該保険契約に係る保険と令第一条の六各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までの間において、総保険金額が上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、調整規定付傷害死亡保険以外の保険にあつては六億六千万円から調整規定付傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。第二百二十七条の二第三項第十五号ハにおいて「特例上限総保険金額」という。）を超えないための適切な措置を含む。）及び一の被保険者当たりの令第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額が、それぞれ当該各号に定める金額を超えないための適切な措置を講じなければならぬ。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十三 第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十三条の十二の二、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二條の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二

、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二百十一条の三十六 (略)

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二條の十六第三項において準用する法第一百十條第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九條第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び中間連結財務諸表」と、「別紙様式第六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び連結財務諸表」と、「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「第二百十一条の三十六第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九條第

條の十三第二項において準用する法第百條の三」と、第五十四條の三中「法第百條の三」とあるのは「法第二百七十二條の十三において準用する法第百條の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四條」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四條」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二百十一条の三十六 (略)

2・3 (略)

4 第五十九条第四項及び第五項の規定は法第二百七十二條の十六第三項において準用する法第一百十條第二項に規定する中間業務報告書又は業務報告書の提出について、第五十九條第六項及び第七項の規定は少額短期保険業者が中間業務報告書又は業務報告書の提出を延期する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「中間連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び中間連結財務諸表」と、「別紙様式第六号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の十九」と、同条第五項中「連結財務諸表及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面」とあるのは「及び連結財務諸表」と、「別紙様式第七号の三」とあるのは「別紙様式第十六号の二十」と、同条第六項中「第一項、第二項、第四項又は第五項」とあるのは「第二百十一条の三十六第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第五十九條第

四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十八条の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

四項若しくは第五項」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。次項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

5 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百一十一条の八十一 (略)

2・3 (略)

4 少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第四十八条第十二項の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。以下この条及び第二百一十一条の八十三において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5・6 (略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては同項各号

5 (略)

(少額短期保険持株会社に係る業務報告書等)

第二百一十一条の八十一 (略)

2・3 (略)

4 少額短期保険持株会社は、やむを得ない理由により第一項又は第二項に規定する期間内に中間業務報告書又は業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第四十七条の二第十二項の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長。以下この条及び第二百一十一条の八十三において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

5・6 (略)

(銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条 法第二百七十五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が、第一号から第五号までに掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては次項各号に掲げる要件に、第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合にあつては同項各号

及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一 (略)

二 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

イ 保険契約に基づき払い込まれる保険料（第二百二十七条の二第三項第九号又は第二百三十四条の二十一の二第一項第七号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（次条第一項第四号イにおいて「転換価額」という。）を含む。以下この号において同じ。）の総額又は被保険者のために積み立てた金額により保険金の額及び当該保険契約の解約による返戻金の額が定められるもの

ロ (略)

三 六 (略)

2 6 (略)

(登録の申請)

第二百十二条の七 法第二百七十六条の規定による登録（次条及び第二百十六条において「登録」という。）を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、別紙様式第十七号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項

及び第三項各号に掲げる要件にそれぞれ該当する場合とする。

一 (略)

二 法第三条第四項第一号に掲げる保険に係る保険契約（保険契約者が法人であるものを除く。）のうち、被保険者の生存に関して保険金を支払うことを主たる目的とする保険契約であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（次号に掲げる保険契約に該当するものを除く。）

イ 保険契約に基づき払い込まれる保険料（第五十三条第一項第四号に規定する既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額（次条第一項第四号イにおいて「転換価額」という。）を含む。以下この号において同じ。）の総額又は被保険者のために積み立てた金額により保険金の額及び当該保険契約の解約による返戻金の額が定められるもの

ロ (略)

三 六 (略)

2 6 (略)

(登録の申請)

第二百十二条の七 法第二百七十六条の規定による登録（次条及び第二百十六条において「登録」という。）を受けようとする者（以下この節において「登録申請者」という。）は、別紙様式第十七号により作成した法第二百七十七条第一項の登録申請書に、同条第二項

に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十九条第一項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百五十五条において同じ。）に提出しなければならない。

（登録の申請）

第二百七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十九条第三項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

（情報の提供）

第二百二十七条の二 法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入させるための行為の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者その他これに準ずる者（当該団体保険に係る保険契約の締結又は保険募集を行った者を除く。）とする。

2 法第二百九十四条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次

に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条の三第一項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百五十五条において同じ。）に提出しなければならない。

（登録の申請）

第二百七条 法第二百八十六条の規定による登録を受けようとする者（次条及び第二百十九条において「登録申請者」という。）は、別紙様式第二十号により作成した法第二百八十七条第一項の登録申請書に、同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条の三第三項の規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等。第二百二十条から第二百二十七条まで及び第二百三十八条において同じ。）に提出しなければならない。

（顧客に対する説明）

第二百二十七条の二 （新設）

（新設）

に掲げる場合とする。

一 地方公共団体を保険契約者とし、その住民を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

二 一の会社等（会社（外国会社を含む。第四号において同じ。）その他の事業者（令第一条の二第一項に規定する事業者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この項において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この項において同じ。）を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

三 一の労働組合を保険契約者とし、その組合員（組合員であった者を含む。）又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

四 会社を保険契約者とし、同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

五 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体を保険契

約者とし、その学生又は生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

六 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）を被保険契約者とし、その構成員を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

七 地方公共団体を被保険契約者とし、事業者（当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。）又はその役員若しくは使用人を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合（第一号に掲げるものを除く。）

八 一の包括宗教学法人（宗教学法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第四号（設立の登記）に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であつて、宗教学法人（同法第四条第二項（法人格）に規定する宗教学法人をいう。以下この号において同じ。）であるものをいう。）若しくは当該包括宗教学法人に包括される宗教学法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体を被保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

九 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項（設立及び業務）の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項（設立）の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。）の組合員（組合員であつた者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員（職員であつた者を含む。）である組合員が構成するものに限る。）を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十 国会議員（国会議員であつた者を含む。）が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であつた者を含む。）が構成する団体を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十一 一の学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第十三号において同じ。）を保険契約者とし、その児童又は幼児

を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十二 一の専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。）の各種学校（同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校のうち、第一条の第二項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒（各種学校にあつては同条第三項に規定するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）が構成する団体を保険契約者とし、その生徒を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十三 同一の設置者（国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。）が設置した二以上の学校等（学校、専修学校又は各種学校をいう。同号において同じ。）の学生又は生徒が構成する団体を保険契約者とし、その学生等（学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。）を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十四 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）又は教職員が構成する団体を保険契約者とし、その構成員又は学生等を被保険

者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合

十五 前各号に掲げる場合のほか、一の団体又はその代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とする団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体保険に係る保険契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき

3 | 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

（新設）

- 
- イ 商品の仕組み
  - ロ 保険給付に関する事項（保険金等の主な支払事由及び保険金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）
  - ハ 付加することのできる主な特約に関する事項
  - ニ 保険期間に関する事項
  - ホ 保険金額その他の保険契約の引受けに係る条件
  - ヘ 保険料に関する事項
  - ト 保険料の払込みに関する事項
  - チ 配当金に関する事項
  - リ 保険契約の解約及び解約による返戻金に関する事項
  - ヌ 保険契約の申込みの撤回等（法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項
  - ル 保険契約者又は被保険者が行うべき告知に関する事項
  - ロ 保険責任の開始時期に関する事項
  - ワ 保険料の払込猶予期間に関する事項
  - カ 保険契約の失効及び失効後の復活に関する事項
  - ヨ 保険契約者保護機構の行う資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する事項
  - タ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項
    - (1) 当該保険契約を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が行う保険業務等とその紛争解決等業務の種別とする指定紛争解決機関が存在する場合 保険契約等（保険契
-

約又は法第三百八条の五第二項に規定する顧客のために保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。

(2)において同じ。)を締結する保険会社等、外国保険会社等(法第二百四十条第一項第一号の規定により外国保険会社等とみなされる免許特定法人の引受社員の場合にあつては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。(2)において同じ。))又は保険仲立人が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 当該保険契約を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が行う保険業務等とその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在しない場合 保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が法の規定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

レ イからタまでに掲げる事項のほか、保険契約者又は被保険者が商品の内容を理解するために必要な事項及び保険契約者又は被保険者の注意を喚起すべき事項として保険契約者又は被保険者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項

二 保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関し、保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事

項に関する説明

三 次に掲げる保険契約を取り扱う場合であつて、保険契約者又は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法（ハに掲げる保険契約を取り扱う場合にあつては、当該保険契約に係る保険契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

イ 法第三条第五項第一号に掲げる保険に係る保険契約のうち、事業者の事業活動に伴つて生ずる損害を填補する保険契約その他内容の個別性又は特殊性が高い保険契約

ロ 一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であつて保険期間の更新をすることができる保険契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約

ハ 団体保険に係る保険契約

ニ 既に締結している保険契約（第九号及び第七項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする保険契約（当該変更に係る部分に限る。）

四 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあつて

は、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明

イ 当該所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあつては、所属保険会社等又は当該保険募集人保険会社等。第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第一項及び第二百三十四条の二十一の二第二項第二号イにおいて同じ。）が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合、当該比較に係る事項

ロ 二以上の所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあつては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。）が引き受ける保険（ハ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第二項並びに第二百三十四条の二十一の二第二項第二号ロ及びハにおいて「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。）に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選択することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（以下「提案契約」という。）の提案をしようとする場合

当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をするこ

- となく、提案契約の提案をしようとする場合、当該提案の理由  
五 保険契約に係る保険事故が発生したときにおいて保険金を受け  
取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービ  
スを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容  
又は水準について説明を行う場合にあつては、当該商品等の内容  
又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び  
当該書面の交付
- 六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条  
第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第十号において同じ。）を  
取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用い  
て行う説明及び当該書面の交付
- イ 特別勘定に属する資産（以下この号及び第十号において「資  
産」という。）の種類及びその評価の方法
- ロ 資産の運用方針
- ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確実で  
あること。
- 七 保険金等の額を外国通貨をもつて表示する保険契約（第八十三  
条第三号イからエまでに掲げる保険契約のうち、事業者を保険契  
約者とするものを除く。）を取り扱う場合にあつては、保険金等  
の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金  
等の額が、当該保険契約の締結時における外国為替相場により本  
邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載し  
た書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

八| 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約を取り扱う場合にあつては、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

九| 既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ| 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとの保険料、保険料払込期間その他保険契約に関する重要な事項

ロ| 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

十| 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（ロに掲げる事項にあつては、保険契約者の求めがあつた場合限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）

イ| 資産の運用に関して別表に掲げる事項（当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあ

つては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの)

ロ 資産の運用（受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）に関する重要な事項として別表に掲げる事項

十一 基礎率変更権に関する条項を普通保険約款に記載する第三分野保険の保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面の交付

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件（基礎率変更権行使基準を含む。）、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期

ロ 予定発生率の合理性

十二 日本における元受保険契約を取り扱う場合（少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は少額短期保険業者が保険者となる保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が取り扱う場合を除く。

）にあつては、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約（日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法による当該イ又はロに定める事項の説明

イ ロに掲げるもの以外の保険契約 取り扱う保険契約が補償対象契約に該当するかどうかの別又は保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号。以下「保護命令」という。）第一条の六第二項（法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間（既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間）が五年を超えることとなるもの（その保険料又は責任準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの（保護命令第五十条の五第三項括弧書（法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率）に規定する予定利率が用いられているものを含む。）に限る。） 次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) イに定める事項

(2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。）に係る当該保険契約が保護命令第五十条の五第二項（保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。）及び第一条の六第二項又は第五十条の十四第二項（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）の規定の適用を受けること。

十三

少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保

険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が保険契約者から保険期間の満了の日までに更新しない旨の申出がない限り更新される保険契約を取り扱う場合にあつては、更新後の保険契約について、保険料の計算の方法、保険金額その他金融庁長官が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

十四 少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び補償対象契約に該当しないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

十五 少額短期保険業者である保険会社等、その役員（少額短期保険募集人である保険募集人を除く。）、少額短期保険募集人である保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ 少額短期保険業者は、保険期間が令第一条の五に定める期間以内であつて、保険金額が令第一条の六に定める金額以下の保険のみの引受けを行う者であること。

ロ 少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円（令第一条の六第一号か

ら第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円)を超えてはならないこと。

ハ 総保険金額は、上限総保険金額を超えてはならないこと(特例上限総保険金額を超えてはならないことを含む)。

4 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第一号、第五号、第八号、第十号、第十一号及び第十三号から第十五号までの規定による書面の交付(同項第八号の規定による書面の交付にあつては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。)に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

5 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等

(新設)

(新設)

(新設)

、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は  
保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又  
は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提  
供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被  
保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつて  
してはならない。ただし、当該保険契約者又は当該被保険者が再び  
同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

7 法第二百九十四条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場  
合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる保険契約を取り扱う場合（当該保険契約に係る保険  
契約者以外の者に対する情報の提供に係る場合に限る。）

イ 被保険者（保険契約者以外の者に限る。ロにおいて同じ。）  
が負担する保険料の額が零である保険契約

ロ 保険期間が一月以内であり、かつ、被保険者が負担する保険  
料の額が千円以下である保険契約

ハ 被保険者に対する商品の販売若しくは役務の提供又は行事の  
実施等（以下ハにおいて「主たる商品の販売等」という。）に  
付随して引き受けられる保険に係る保険契約（当該保険契約へ  
の加入に係る被保険者（保険契約者以外の者に限る。）の意思  
決定を要しないものであって、当該主たる商品の販売等に起因  
する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等  
と関連性を有するものに限る。）

ニ 法律に基づき公的年金制度又は共済制度を運営する団体その

（新設）

他法律又は団体が定める規程に基づき年金制度を運営する団体を保険契約者（当該年金制度の資産管理機関（確定拠出年金法第二条第七項第一号ロ（定義）に規定する資産管理機関をいう。）又は同法第六十一条（事務の委託）の規定により事務を委託された者が保険契約者となる場合を含む。）とし、当該年金制度の加入者が被保険者となる保険契約

二 既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約を取り扱う場合であつて、次のイ又はロに掲げるとき

イ 当該変更に伴い既契約に係る第三項の規定による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき

ロ 当該変更に伴い第三項第三号に掲げる方法により情報の提供を行つてゐるとき（当該変更に係る部分を除く。）

8 法第二百九十四条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

（保険仲立人の氏名等の明示）

第二百二十七条の三 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときに法第二百九十四条第四項の規定により顧客に交付する書面において、同項第二号に規定する保険仲立人の権限に関する事項として、保険会社等又は外国保険会社等を代理して次に掲げる行為をすることができないことを明示しなければならない。

一 保険契約の締結

法第二百九十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

（新設）

- 
- 二 保険契約の内容の変更又は解除の申出を受けること。
  - 三 保険料の收受又は返還
  - 四 保険契約者から保険契約に関する告知又は通知を受けること。
  - 五 保険事故による損害を填補する責任があるかどうかの判断又は当該填補すべき額の決定
  - 六 保険証券の発行
- 2 保険仲立人は、前項の書面において、法第二百九十四条第四項第三号に掲げる事項として、保険契約の締結の媒介につき保険仲立人が保険契約者に加えた損害については、当該保険仲立人が責任を負い、保険会社等又は外国保険会社等は責任を負わないことを明示しなければならない。
  - 3 法第二百九十四条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
    - 一 法第二百八十八条第一項第二号の登録番号
    - 二 取り扱う保険契約の種類
    - 三 当該顧客に対する保険募集を担当する者の氏名
  - 4 第一項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
  - 5 第一項の書面を顧客に交付する場合は、顧客に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の顧客が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。
- (保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)
-

1

第二百二十七条の四 法第二百九十四条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 保険仲立人の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第二百九十四条第五項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 | 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、顧客に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲

(新設)

覧させることその他の顧客が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二百二十七条の五 令第四十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険仲立人が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(意向の把握等を要しない場合)

第二百二十七条の六 法第二百九十四条の二に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二百二十七条の二第七項各号に掲げる場合
- 二 他の法律の規定により顧客が保険契約の締結又は保険契約への加入を義務付けられている保険契約を取り扱う場合
- 三 勤労者財産形成促進法第六条（勤労者財産形成貯蓄契約等）に規定する保険契約を取り扱う場合

(社内規則等)

第二百二十七条の七 保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務

(新設)

(新設)

(新設)

(法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この章において同じ。)を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(特定の団体保険における保険契約者から加入者への情報提供等の確保)

第二百二十七条の八 保険募集人又は保険仲立人は、第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為が行われる団体保険に係る保険契約を取り扱う場合においては、当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置を講じなければならない。

(個人顧客情報の安全管理措置等)

(新設)

第二百二十七条の九 保険募集人又は保険仲立人は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(新設)

(特別の非公開情報の取扱い)

第二百二十七条の十 保険募集人又は保険仲立人は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(新設)

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第二百二十七条の十一 保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を第三者に委託する場合には、当該委託した業務の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認し、必要に応じて改善を求めるなど、当該業務が的確に実施されるために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(二以上の所属保険会社等を有する保険募集人に係る誤認防止)

第二百二十七条の十二 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人

(新設)

は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供する場合（異なる所属保険会社等が引き受ける保険に係る保険契約の内容を比較する場合に限る。第二百二十七条の十四において同じ。）又は二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該保険募集人が保険会社等又は外国保険会社等の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないとして顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（自己の商標等の使用を他の保険募集人に許諾した保険募集人に係る誤認防止）

第二百二十七条の十三 自己の商標、商号その他の表示を使用することを他の保険募集人に許諾した保険募集人は、当該他の保険募集人が当該許諾をした保険募集人と同一の業務（保険募集の業務に限る。）を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

（契約内容と比較した事項の提供の適切性等を確保するための措置）

第二百二十七条の十四 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事

（新設）

（新設）

項を提供する場合には、保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、当該事項であつてこれらの者を誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示することを防止するための措置を講じなければならぬ。

2 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該提案に係る必要な説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

(保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置)

第二百二十七条の十五 保険募集人は、保険募集人指導事業（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集人指導事業をいう。以下この項において同じ。）を行う場合には、その内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険募集人指導事業の対象となる他の保険募集人（以下この条において「指導対象保険募集人」という。）に対する指導の実施方針の適正な策定及び当該実施方針に基づく適切な指導を行うための措置

二 指導対象保険募集人における保険募集の業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、指導対象保険募集人が当該保険募集の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等の措置

2 指導対象保険募集人に対する指導の実施方針には、次に掲げる事

(新設)

項を記載しなければならない。

- 一 保険募集の業務の指導に関する事項
- 二 指導対象保険募集人が行う保険募集の業務の方法及び条件に関する事項

第二百三十条 削除

(保険仲立人の氏名等の明示)

第二百三十条 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときに法第二百九十六条第一項の規定により顧客に交付する書面において、同条第二号に規定する保険仲立人の権限に関する事項として、保険会社を代理して次に掲げる行為をすることができないことを明示しなければならない。

- 一 保険契約の締結
- 二 保険契約の内容の変更又は解除の申出を受けること
- 三 保険料の收受又は返還
- 四 保険契約者から保険契約に関する告知又は通知を受けること
- 五 保険事故による損害をてん補する責任があるかどうかの判断又は当該てん補すべき額の決定
- 六 保険証券の発行

2 保険仲立人は、前項に規定する書面において、法第二百九十六条第一項第三号に規定する保険仲立人の損害賠償に関する事項として、保険契約の締結の媒介につき保険仲立人が保険契約者に加えた損害については、当該保険仲立人が責任を負い、保険会社は責任を負わないことを明示しなければならない。

3| 法第二百九十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 法第二百八十八条第一項第二号の登録番号

二| 取り扱う保険契約の種類

三| 当該顧客に対する保険募集を担当する者の氏名

4| 法第二百九十六条第一項に規定する書面には、日本工業規格乙八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならぬ。

5| 前項の書面を顧客に交付する場合は、顧客に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の顧客が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

1| (保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法

第二百三十条の二 法第二百九十六条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一| 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ| 保険仲立人の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ| 保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客

(削る)

の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第二百九十六条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、顧客に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の顧客が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二百三十条の三 令第四十四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち保険仲立人が使用するものの

(削る)

二 ファイルへの記録の方式

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一五 (略)

十六及び十七 削除

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 一五 (略)

十六 生命保険募集人(生命保険会社(外国生命保険会社等を含む。以下この号において同じ。))の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))の役員若しくは使用人である者を除く。)、損害保険代理店及び少額短期保険募集人(少額短期保険業者の役員若しくは使用人若しくはこれらの使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))の役員若しくは使用人である者を除く。)、又は保険仲立人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

十七 その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。))を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目

十八・十九 (略)

258 (略)

(情報の提供)

第二百三十四条の二十一の二 保険会社等若しくは外国保険会社等、

これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第三百条の二の規定により保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 特定保険契約の締結及び保険募集(特定保険契約に係るものに限る。)に関し、特定保険契約の締結又は特定保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明(契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。)

二 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明

イ 当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約(特定保険契約を含む。以下この号において同じ。)の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合 当該比較に係る事項

的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

十八・十九 (略)

258 (略)

(新設)

ロ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選択することにより、提案契約の提案をしようとする場合  
当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をするこ  
となく、提案契約の提案をしようとする場合 当該提案の理由

三 特定保険契約に係る保険事故が発生したときにおいて保険金を受け取るべき者の選択により、保険金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあつては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

四 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第八号において同じ。）のうち特定保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ 特別勘定に属する資産（以下この号及び第八号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確実で

あること。

五 保険金等の額を外国通貨をもつて表示する特定保険契約（第八十三条第三号イからテまでに掲げる保険契約（特定保険契約に限る。）のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う場合にあつては、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、当該特定保険契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

六 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ特定保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した特定保険契約を取り扱う場合にあつては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

七 既に締結されている保険契約（特定保険契約を含む。以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する特定保険契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する特定保険契約（既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

- イ 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとの保険料、保険料払込期間その他特定保険契約に関する重要な事項
- ロ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法
- 八 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約のうち特定保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面の交付（ロに掲げる事項にあつては、保険契約者の求めがあつた場合に限り、当該求めに応じて直ちに行う交付）
- イ 資産の運用に関して別表に掲げる事項（当該特定保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの）
- ロ 資産の運用（受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。）に関する重要な事項として別表に掲げる事項
- 九 基礎率変更権に関する条項を普通保険約款に記載する第三分野保険の保険契約のうち特定保険契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面の交付
- イ 特定保険契約の内容が変更されることがある場合の要件（基礎率変更権行使基準を含む。）、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期
- ロ 予定発生率の合理性
- 十 日本における元受保険契約である特定保険契約を取り扱う場合

(少額短期保険業者である保険会社等、その役員(少額短期保険募集人である保険募集人を除く。)、少額短期保険募集人である保険募集人又は少額短期保険業者が保険者となる保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人が取り扱う場合を除く。)にあつては、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる特定保険契約(日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。)の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法による当該イ又はロに定める事項の説明

イ ロに掲げるもの以外の特定保険契約 取り扱う特定保険契約が補償対象契約に該当するかどうかの別又は特定保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保護命令第一条の六第二項(法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間(既に締結されている特定保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長をすることができる特定保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間)が五年を超えることとなるもの(その保険料又は責任準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの(保護命令第五十条の五第三項括弧書(法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する予定利率が用いられているものを含む。)に限る。)

次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) イに定める事項

(2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる特定保険契約並びに破綻保険会社（法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。）に係る当該特定保険契約が保護命令第五十条の五第二項（保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。）及び第一条の六第二項又は第五十条の十四第二項（法第二百七十条の六の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める率）の規定の適用を受けること。

2| 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第三号、第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

3| 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を

示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該保険契約者又は当該被保険者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（役員又は使用人の届出）

第二百三十六条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（令第四十九条第一項から第三項までの規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等）に提出しなければならない。

（規模が大きい特定保険募集人）

第二百三十六条の二 法第三百二条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（

（役員又は使用人の届出）

第二百三十六条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、法第三百二条の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二十五号により作成した届出書を金融庁長官（令第四十七条の三第一項から第三項までの規定により財務局長等に金融庁長官の権限を行わせる場合においては、当該財務局長等）に提出しなければならない。

（新設）

以下この号において「所属生命保険会社等」という。)の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

二 所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等(以下この号において「所属損害保険会社等」という。)の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

三 所属保険会社等のうち少額短期保険業者(以下この号において「所属少額短期保険業者」という。)の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

(特定保険募集人又は保険仲立人の業務に関する帳簿書類の保存)

第二百三十七条 特定保険募集人(法第二百三十三条に規定する特定保険募集人をいう。次条第一項及び第二百二十八条第一項において同じ。)は、保険契約の締結の日から五年間、当該保険契約に係る法第二百三十三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

(保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類)

第二百三十七条 法第二百三十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保険契約の締結の年月日
- 二 保険契約の当事者の氏名又は商号
- 三 第二百三十二条各号に掲げる事項
- 四 保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

2 保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。

一 法第二百九十四条第四項の規定により保険契約者に交付した書面の写し

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面

イ 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（ロ及び次条第二項ただし書において「結約書」という。）を作成した場合（ロに掲げる場合を除く。）当該結約書の写し

ロ・ハ（略）

三 顧客との保険契約の締結の媒介に係る委託契約書又は顧客から保険契約の締結の媒介の委託を受けたことを証する書面

（削る）

五 保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨

六 保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

2 保険仲立人は、保険契約が消滅した日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を次に掲げる書面とともに保存しなければならない。

一 法第二百九十六条第一項の規定により保険契約者に交付した書面の写し

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書面

イ 法第二百九十八条の規定により読み替えて適用する商法第五百四十六条第一項（結約書作成及び交付義務）（法第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定により作成する書面（以下この条において「結約書」という。）を作成した場合（ロに掲げる場合を除く。）当該結約書の写し

ロ・ハ（略）

（新設）

3 第一項第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の法第三百三条に規定する帳簿書類への記載を省略することができる。

（特定保険募集人又は保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類）

第二百三十七条の二 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項

は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 保険契約の締結の年月日
  - 二 保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称
  - 三 保険契約に係る保険料
  - 四 保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額
- 2 法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、保険仲立人にあつては次に掲げる事項とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の記載を省略することができる。
- 一 保険契約の締結の年月日
  - 二 保険契約の当事者の氏名、商号又は名称
  - 三 第二百三十二条各号に掲げる事項
  - 四 保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額
  - 五 保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨
  - 六 保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

（新設）

(特定保険募集人又は保険仲立人の事業報告書の様式等)

第二百三十八条 法第三百四条に規定する事業報告書は、特定保険募集人が法人である場合においては別紙様式第二十五号の二により、個人である場合においては別紙様式第二十五号の三により、保険仲立人が法人である場合においては別紙様式第二十六号により、個人である場合においては別紙様式第二十七号により、それぞれ作成しなければならない。

2 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百三十九条の十一 (略)

2 (略)

3 法第三百八条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 二 (略)

ホ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 四 (略)

(業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等)

(保険仲立人の事業報告書の様式等)

第二百三十八条 法第三百四条に規定する事業報告書は、保険仲立人が法人である場合においては別紙様式第二十六号により、個人である場合においては別紙様式第二十七号により、それぞれ作成しなければならない。

2 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百三十九条の十一 (略)

2 (略)

3 法第三百八条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 二 (略)

ホ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 四 (略)

(業務及び財産の管理を受託できない外国保険会社等)

第二百四十七条 令第四十八条第三項第二十五号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする。

第二百四十七条 令第四十七条の二第三項第二十五号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百八十五条第一項の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所を設けている外国保険会社等とする。

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十七条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出(特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。)とする。



計 店		計 名	

(記載上の注意)

事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

(6) 委託を受けている保険会社数の推移(直近3カ年度)

(単位:社)

	○年度	○年度	○年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			
合 計			

(7) 比較・推奨販売の方法について、以下の(ア)、(イ)のうち適当なものを選択してください。

方法

- (ア) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。
- (イ) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。

(記載上の注意)

事務所や商品分野によって販売方法が異なるなど、一つの選択により難しい場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足すること。

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険商品数等

ア. 生命保険

	取扱商品数	取扱保険会社名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

- 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
- 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
- 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

イ. 損害保険

	取扱 商品数	取扱保険会社名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

1. 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

ウ. 少額短期保険

	取扱 商品数	取扱少額短期保険業者名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

1. 取扱少額短期保険業者が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

(2) 取扱保険契約等の内訳(直近3ヵ年度)

ア. 生命保険

区 分	保 険 種 類	生 命 保 険									備 考
		○年度			○年度			○年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										
保 険 料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										
募 集 手 数 料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、実収保険料を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

イ. 損害保険

区 分	保 険 種 類	損 害 保 険									備 考
		○年度			○年度			○年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										
保 険 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										
募 集 手 数 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										

(記載上の注意)

1. (その他)新種には、自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。
2. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。

3. 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

ウ. 少額短期保険

区 分	保 険 種 類	少 額 短 期 保 険									備 考	
		○年度			○年度			○年度				
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計		
契 約 件 数 (件)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											
保 険 料 (百万円)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											
募 集 手 数 料 (百万円)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況(直近年度)

ア. 生命保険

取扱保険会社名													
保険商品名													
		○月											
契 約 件 数 (件)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
保 険 料 (百万円)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
募 集 手 数 料 (百万円)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
( 備 考 )													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に

記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。

2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、保有契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・保有契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、実収保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

イ. 損害保険

取扱保険会社名													
保険商品名													
		○月											
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
募集手数料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
(備考)													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。
5. 第3分野における保険期間が1年超の契約については、「ア. 生命保険」に記載すること。

ウ. 少額短期保険

取扱少額短期保険業者名													
保険商品名													
		○月											
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
募集手数料	新契約												

(百万円)	更改(更新)契約												
	合計												
(備考)													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている少額短期保険業者の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

### 3. 保険募集人指導事業の実施状況等

(1) 加盟店数の推移の状況(直近3ヵ年度) (単位:店数)

○年度	○年度	○年度

(2) フランチャイザーによるフランチャイジーに対する教育・管理・指導の状況

--

(記載上の注意)

保険募集指導方針等を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

### 4. 保険募集にかかる苦情の発生件数(直近3ヵ年度)

(単位:件)

	○年度	○年度	○年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			

(記載上の注意)

上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

事業報告書 ( 年度)  
( 年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日提出

財務(支)局長 殿

郵便番号 ( - )  
住 所  
電話番号( ) -  
氏 名 印

1. 事業概要

(1) 保険代理店登録年月日

( 生命保険:  
損害保険:  
少額短期保険: )

(2) 代理申請会社(業者)名

( 生命保険:  
損害保険:  
少額短期保険: )

(3) 専業・兼業の別(兼業の場合は、主たる業種名)

(4) 使用人の状況

使用人	うち保険募集を行う旨の登録又は届出をした者		
	生命保険	損害保険	少額短期保険
名	名	名	名

(5) 事務所の状況

名称	所在地	保険募集に従事する 使用人	備考
主たる事務所		名	
計 店		計 名	

(記載上の注意)

事務所の状況を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

(6) 委託を受けている保険会社数の推移(直近3ヵ年度)

(単位:社)

	○年度	○年度	○年度
生命保険			
損害保険			
少額短期保険			
合計			

(7) 比較・推奨販売の方法について、以下の(ア)、(イ)のうち適当なものを選択してください。

方法
<p>(ア) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。</p> <p>(イ) 商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等に基づくことなく、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。</p>

(記載上の注意)

事務所や商品分野によって販売方法が異なるなど、一つの選択により難しい場合には、実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足すること。

2. 取扱保険契約等の状況

(1) 取扱保険商品数等

ア. 生命保険

	取扱商品数	取扱保険会社名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

- 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
- 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
- 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

イ. 損害保険

	取扱 商品数	取扱保険会社名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

1. 取扱保険会社が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

ウ. 少額短期保険

	取扱 商品数	取扱少額短期保険業者名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

(記載上の注意)

1. 取扱少額短期保険業者が15社以上ある場合は、行を追加して記載すること。
2. 保険代理店における取扱商品数(いわゆるペットネーム単位)を記載すること。
3. 取扱商品数が多い順に記載すること(取扱商品数が同数である場合は、契約件数が多いほうを上位に記載すること)。

(2) 取扱保険契約等の内訳(直近3ヵ年度)

ア. 生命保険

区 分	保 険 種 類	生 命 保 険									備 考
		○年度			○年度			○年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										
保 険 料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										
募 集 手 数 料 (百万円)	死亡保険										
	生死混合保険										
	生存保険										
	第三分野										
	年金										
	その他										

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、実収保険料を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

イ. 損害保険

区 分	保 険 種 類	損 害 保 険									備 考
		○年度			○年度			○年度			
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計	
契 約 件 数 (件)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										
保 険 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										
募 集 手 数 料 (百万円)	自動車保険										
	火災保険										
	傷害保険										
	(その他)新種										

(記載上の注意)

1. (その他)新種には、自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。
2. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。

3. 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

ウ. 少額短期保険

区 分	保 険 種 類	少 額 短 期 保 険									備 考	
		○年度			○年度			○年度				
		法人	個人	合計	法人	個人	合計	法人	個人	合計		
契 約 件 数 (件)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											
保 険 料 (百万円)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											
募 集 手 数 料 (百万円)	生命保険											
	損害保険											
	第三分野											
	その他											

(記載上の注意)

1. 特約については、主契約の保険種類にまとめて記載すること。
2. 複数の保障が混合された商品等について、保険種類への分類が困難な場合は、その他に記載すること。また、その場合は、備考に概要を簡潔に記載すること。
3. 法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。
4. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
5. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき記載すること。

(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況(直近年度)

ア. 生命保険

取扱保険会社名													
保険商品名													
		○月											
契 約 件 数 (件)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
保 険 料 (百万円)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
募 集 手 数 料 (百万円)	新 契 約												
	保 有 契 約												
	合 計												
( 備 考 )													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な

把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。

2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、保有契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・保有契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、実収保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

#### イ. 損害保険

取扱保険会社名													
保険商品名													
		○月											
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
募集手数料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
(備考)													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている保険会社の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、成績保険料を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。
5. 第3分野における保険期間が1年超の契約については、「ア. 生命保険」に記載すること。

#### ウ. 少額短期保険

取扱少額短期保険業者名													
保険商品名													
		○月											
契約件数 (件)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												
保険料 (百万円)	新契約												
	更改(更新)契約												
	合計												

募集手数料 (百万円)	新 契 約												
	更改(更新)契約												
	合 計												
( 備 考 )													

(記載上の注意)

1. 取り扱っている少額短期保険業者の保険商品について、上記の明細を保険商品名ごとに作成すること。ただし、保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。
2. 契約件数のうち、新契約については「月内の状況」、更改(更新)契約については「月末時点の状況」を記載すること。ただし、新契約・更改(更新)契約の正確な把握・区分が困難な場合には、それらを合算して合計欄に記載すること。
3. 保険料にかかる記載は、収受した金額を記載すること。
4. 募集手数料(報酬、その他の対価の額を含む。)は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した月の手数料額を記載すること。

### 3. 保険募集人指導事業の実施状況等

(1)加盟店数の推移の状況(直近3ヵ年度) (単位:店数)

○年度	○年度	○年度

(2)フランチャイザーによるフランチャイジーに対する教育・管理・指導の状況

--

(記載上の注意)

保険募集指導方針等を記載した適切な書面がある場合は、その書面をもってこれに代えることができる。

### 4. 保険募集にかかる苦情の発生件数(直近3ヵ年度)

(単位:件)

	○年度	○年度	○年度
生 命 保 険			
損 害 保 険			
少額短期保険			

(記載上の注意)

上記1. から4. までにおいて、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合は、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

改 正 案	現 行
別表（第十二条第三号ハ関係）・別表（第五十二条の二十二第三項関係）（略） （削る）	別表（第十二条第三号ハ関係）・別表（第五十二条の二十二第三項関係）（略） <u>別表（第五十三条第一項第五号関係（資産の運用を保険会社が行う場合））</u> 一 資産の運用に係る目的及び基本的性格 二 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限 三 資産の運用に係る運用リスク 四 資産の運用実績 五 当該保険契約の保有件数 六 資産の内訳 七 資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの
（削る）	別表（第五十三条第一項第五号関係（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合）） 一 取得の対象となる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）の名称 二 受益証券等の目的及び基本的性格並びに仕組み 三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限 四 受益証券等の投資リスク 五 受益証券等の投資状況、投資資産（投資有価証券の主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なものをいう。）及び運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。） 六 受益証券等の貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の主要部分 <u>（注） 受益証券等について金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合であっても、これに準じて作成すること。</u>
（削る）	別表（第五十三条第一項第六号関係） 一 受益証券等の沿革 二 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表 三 受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。） 四 受益証券等の設定及び解約の実績 <u>（注） 受益証券等について金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合であっても、これに準じて作成すること。</u>
別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））～別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））（略）	別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））～別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））（略）
<u>別表（第二百二十七条の二第三項第十号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第八号関係（資産の運用を保険会社が行う場合））</u> 一 資産の運用に係る目的及び基本的性格 二 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限 三 資産の運用に係る運用リスク 四 資産の運用実績 五 当該保険契約の保有件数 六 資産の内訳 七 資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの	（新設）

<p>別表（第二百二十七条の二第三項第十号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第八号関係（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合の当該資産の運用に関する極めて重要な事項））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 取得の対象となる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）の名称</li> <li>二 受益証券等の目的及び基本的性格並びに仕組み</li> <li>三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限</li> <li>四 受益証券等の投資リスク</li> <li>五 受益証券等の投資状況、投資資産（投資有価証券の主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なものをいう。）及び運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。）</li> <li>六 受益証券等の貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の主要部分</li> </ul> <p>（注）受益証券等について金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。</p>	（新設）
<p>別表（第二百二十七条の二第三項第十号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第八号関係（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合の当該資産の運用に関する重要な事項））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 取得の対象となる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）の沿革</li> <li>二 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表</li> <li>三 受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。）</li> <li>四 受益証券等の設定及び解約の実績</li> </ul> <p>（注）受益証券等について金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。</p>	（新設）

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。ただし、第十一条第六号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定並びに第二十条の十二第三項第三号及び第五十三条第二項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令の公布の日からこの府令の施行の日の前日までの間におけるこの府令による改正後の保険業法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条第六号及び第六号の二並びに第五十三条第二項の規定の適用については、新規則第十一条第六号中「第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号まで」とあるのは「第五十三条第一項第一号から第四号まで」と、「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「同項第三号」と、「以下同じ」とあるのは「次号において同じ」と、同条第六号の二中「第二百二十七条の二第三項第八号」とあるのは「第五十三条第一項第三号」と、新規則第五十三条第二項中「前項第一号又は第二号の規定による書

面の交付」とあるのは、「前項第三号又は第五号から第七号の三までの規定による書面の交付（同項第三号の規定による書面の交付にあつては、特定保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）とする。

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平年十八年内閣府令第九号）（附則第三条関係）

改正案	現行
<p>附則 （業務運営に関する措置） 第三十七条の三 令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であつた少額短期保険業者等者に対する規則第二百二十七条の二の規定の適用については、同条第三項第十五号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及び特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと」と、同号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者（同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下ロにおいて同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者</p>	<p>附則 （業務運営に関する措置） 第三十七条の三 令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であつた少額短期保険業者等者に対する規則第二百十一条の三十の規定の適用については、同条第三号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であつた少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者（同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下ロにおいて同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外のものである場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円）を超えてはならないこと。」と、同号ハ中「少額短期保険業者</p>

者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円）を超えてはならないこと。」とする。

が」とあるのは「特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと又は」とする。

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平年二十三年内閣府令第二十三号）（附則第四条関係）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二号まで（第十七条を除く。）及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりな</p> <p>おその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書を」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二号まで（第十七条を除く。）及び第二十四条並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりな</p> <p>おその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書を」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正</p>

令」という。)とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三十八号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百一一条の六十三の規定の適用については、「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とあるのは「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項」とする」とあるのは「新規則第二百一一条の六十一から第二百一一条の六十六の規定の適用については、新規則第二百一一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十一号)附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。)附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法(以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。)第二百七十二條の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二條の二十九」

令」という。)とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三十八号)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十三号)」と、旧平成十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百一一条の六十三の規定の適用については、「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とあるのは「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百七十七條第四項」とする」とあるのは「新規則第二百一一条の六十一から第二百一一条の六十六の規定の適用については、新規則第二百一一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十一号)附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。)附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法(以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。)第二百七十二條の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二條の二十九」

とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年／内閣府、総務省、法務省、／文部科学省、厚生労働省、農林水産省、／経済産業省、国土交通省、環境省／令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、新規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により

とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年／内閣府、総務省、法務省、／文部科学省、厚生労働省、農林水産省、／経済産業省、国土交通省、環境省／令第一号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、新規則第二百十一条の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百十一条の六十三中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第四項」と、「未經過期間」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時に於いて被保険者のために積み立てるべき金額及び未經過期間」と、「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、新規則第二百一十一條の六十四第一項中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同條第二項第二号中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十六條第一項に規定する株主總會等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合に於ては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは

読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第四項」と、「未經過期間」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時に於いて被保険者のために積み立てるべき金額及び未經過期間」と、「法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十七條第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、新規則第二百一十一條の六十四第一項中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同條第二項第二号中「法第二百七十二條の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第三百三十六條第一項に規定する株主總會等をいう。）」と、同項第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合に於ては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは

「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項第八号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」

八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる書面

イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する

「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項第八号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」

八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる書面

イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

ロ 移転先会社を保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する

場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて適用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の

場合を含む。)に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて適用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において適用する法第三百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の



一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三条第一項の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七

九第一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三条第一項の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成

年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第百三十九條第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一條の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二條の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主総

十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する法第百三十九條第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一條の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八條中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二條の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二條の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株

会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「新規則第二百十一条の六十八から第二百十一条の七十までの規定の適用については、新規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二

主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「新規則第二百十一条の六十八から第二百十一条の七十までの規定の適用については、新規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法

百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項」と、「委託会社（法第二百七十二条の三十第二項）」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項）」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この

第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十五条第一項」と、「委託会社（法第二百七十二条の三十第二項）」とあるのは「認可申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項）」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第百四十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。以下

項において同じ。)の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項(同法第九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令(平成二十三年/内閣府、総務省、法務省、/文部科学省、厚生労働省、農林水産省、/経済産業省、国土交通省、環境省/令第一号)別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面 六の二 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五十五条第二項第一号(受託会社に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの(当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。)

イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外

この項において同じ。)の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項(同法第九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令(平成二十三年/内閣府、総務省、法務省、/文部科学省、厚生労働省、農林水産省、/経済産業省、国土交通省、環境省/令第一号)別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社が委託業者の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五十五条第二項第一号(受託会社に係る部分に限る。)及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの(当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。)

イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社

国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十八条第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の七十第一項中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成し

、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の七十第一項中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社及び受託会社の連名の認可申請書」とあるのは「認可申請書を委託業者の」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関

た書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五条第一項又は第四百九条第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧

が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五条第一項又は第四百九条第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とある

平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六百六十五条の七第二項（法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六百六十五条の十七第二項（法第六百六十五条の二十において準用する場合を含む。）」又は法第六百六十五条の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）」が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第六百六十七条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二

のは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六百六十五条の七第二項（法第六百六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六百六十五条の十七第二項（法第六百六十五条の二十において準用する場合を含む。）」又は法第六百六十五条の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）」が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第六百六十七条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

十二年法律第五十一号) 附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。) 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法(以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法」という。) 第六百六十七条第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四号第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。)」のと、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(第十六号の二において「平成十七年改正法」という。)) 附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。)) を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者で

(平成二十二年法律第五十一号) 附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。)) 附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法(以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法」という。) 第六百六十七条第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四号第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。)」のと、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(第十六号の二において「平成十七年改正法」という。)) 附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。)) を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関する次に掲げる事項 (1) 保険の種類 (2) 保険契約者の範囲 (3) 被保険者又は保険の目的の範囲 (4) 保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ(1)から(4)までに掲げる事項」と、同項第五号中「

ある保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第六十五條の七第二項（法第六十五條の十二において準用する場合を含む。）、法第六十五條の十七第二項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八條第二項又は第二百五十二條第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五條の八第二項、第六十五條の十八第二項又は会社法第七百九十九條第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九條第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四條第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條

当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第六十五條の七第二項（法第六十五條の十二において準用する場合を含む。）、法第六十五條の十七第二項（法第六十五條の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五條の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八條第二項又は第二百五十二條第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五條の八第二項、第六十五條の十八第二項又は会社法第七百九十九條第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九條第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四條第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四條第十一項において読み替えて適用する法第六十七條

第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。）イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）その行政庁 ロ 保険契約管理業者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。）その行政庁 ハ 移行法人（令第四十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。）金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。）その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「法第六十七條第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第一項の認可の申請を受けたときは、直ちにその旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第二十二條中「改正法」とあるのは「旧

六十七條第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。）イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）その行政庁 ロ 保険契約管理業者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。）その行政庁 ハ 移行法人（令第四十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。）金融庁長官 ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。）その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「法第六十七條第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七條第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第二十二條中「改正法」とあ

平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出し中「特定保険業者であった保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号。以下「改正法」という。）附則第〇〇条第〇項の規定に基づき、改正法附則第〇〇条第〇項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号）附則第〇〇条第〇項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号。以下「旧平成〇〇年改正法」という。）附則第〇〇条第〇項の規定により読み替えて適用する旧平成〇〇年改正法附則第〇〇条第〇項の規定に基づき」と、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」とする。

3  
(略)

るの「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出し中「特定保険業者であった保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」とあるのは「移行法人」と、「保険業法等の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号。以下「改正法」という。）附則第〇〇条第〇項の規定に基づき、改正法附則第〇〇条第〇項各号に掲げる書類を添付して」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号）附則第〇〇条第〇項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成〇〇年法律第〇〇号。以下「旧平成〇〇年改正法」という。）附則第〇〇条第〇項の規定により読み替えて適用する旧平成〇〇年改正法附則第〇〇条第〇項の規定に基づき」と、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」とする。

3  
(略)

○ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平年二十六年内閣府令第五十八号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 この府令の施行の際、現にこの府令による改正前の保険業法施行規則第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された同条第二項に規定する帳簿書類は、<u>保険業法施行規則第二百三十七条の二第二項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類とみなす。</u></p> <p>2 <u>保険業法施行規則別紙様式第二十六号I6及び別紙様式第二十七号I5は、平成二十六年八月二十九日以後に終了する保険仲立人（保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の事業年度について適用し、同日前に終了した当該事業年度に係る書類については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 この府令の施行の際、現にこの府令による改正前の保険業法施行規則第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された同条第二項に規定する帳簿書類は、<u>この府令による改正後の保険業法施行規則（以下「新規則」という。）第二百三十七条第一項各号に掲げる事項が記載された帳簿書類とみなす。</u></p> <p>2 <u>新規則別紙様式第二十六号I6及び別紙様式第二十七号I5は、平成二十六年八月二十九日以後に終了する保険仲立人（保険業法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）の事業年度について適用し、同日前に終了した当該事業年度に係る書類については、なお従前の例による。</u></p>